

○ 地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第六十九条の三十八の読替え

(傍線部分は読替部分、二重傍線部分は当然読替部分、網掛け部分は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第六十六号)による改正部分)

<p>④ 本政令による改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律(平成三十年法律第六十六号)による改正後の介護保険法第六十九条の三十八の読替え(③の読替え)</p>	<p>③ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第六十六号)による改正後の介護保険法第六十九条の三十八(読替前)</p>	<p>② 現行の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第六十九条の三十八の読替え(①の読替え)</p>	<p>① 現行の介護保険法第六十九条の三十八(読替前)</p>
<p>(報告等) 第六十九条の三十八 指定都市の市長は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</p>	<p>(報告等) 第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</p>	<p>(報告等) 第六十九条の三十八 指定都市の市長は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</p>	<p>(報告等) 第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認め</p>
<p>2 指定都市の市長は、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、</p>	<p>2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項若しくは第二項の規定に違反して</p>	<p>2 指定都市の市長は、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、</p>	<p>2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認め</p>

必要な指示をし、又は当該指定都市の市長の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 指定都市の市長は、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 指定都市の市長は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

ると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

必要な指示をし、又は当該指定都市の市長の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 指定都市の市長は、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 指定都市の市長は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

るときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。